

薬生食輸発0614第 1 号
令和 5 年 6 月 14 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(インドネシア産食品のアフラトキシン)

標記については、令和 5 年 3 月 30 日付け薬生食輸発 0330 第 1 号 (最終改正 : 令和 5 年 6 月 9 日付け薬生食輸発 0609 第 5 号) により通知したところである。
今般、輸入時の検査命令及びモニタリング検査において、PT DUA KELINCIの製造した赤とうがらし及び落花生を含むインドネシア産食品からアフラトキシンが検出されたことから、同通知の別添 1 を下記のとおり改正し、別途指示する製造業者を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添 1 のインドネシアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
赤とうがらし又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに 限る。	総アフラトキシン (アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表 2 に よるこ と。	平成 23 年 8 月 16 日 付 け 食 安 発 0816 第 2 号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが 10 μg/kg を超えて含有しているおそれがあるため。

を追加する。